

あすの景観をつくる

太子町斑鳩地区 歴史的景観形成地区

景観ガイドライン



斑鳩寺

兵庫県

はじめに

平安時代には建立されていたとされ、新西国 33 箇所の一つにもなっている斑鳩寺や約 1,400 年前に創建されたといわれる稗田神社がある斑鳩地区は、古くは門前町として栄えてきました。

江戸のはじめには斑鳩寺のすぐそば、参道の東側にいからがじほく鵜宿が本陣として置かれ、幕末期は西国街道沿いに本陣が移されたことから、龍野街道、西国街道の二つの街道沿いに宿場町が形成されました。

また、明治時代に斑鳩隣寸合資会社が創立され、戦後、東芝姫路工場太子分工場が操業するなど、太子町の産業拠点としても栄えてきました。

このたび兵庫県は、今後も続く地域の皆さんの景観まちづくりを支援するために斑鳩地区を兵庫県「景観の形成等に関する条例」に基づく歴史的景観形成地区に指定し、景観形成基準を定めました。

斑鳩寺をはじめ地区内の歴史を感じさせる神社や寺院、広域的な歴史遺産とされる条里制の地割り及び大和三山に似た太子の三山まゑやま だん とうく さん かつ ねがやま（前山、檀特山、立岡山）などの景観資源を活かしつつ、当地区が歴史的なまちと中心市街地のにぎわいに調和した「和のまち太子」の基軸となるよう、統一感のある町並みの形成を目指します。

このガイドラインでは、斑鳩地区の景観まちづくりや景観形成基準の基本的な考え方について解説し、修景に際しての工夫の仕方について提案しています。

景観形成地区の指定や景観形成基準の制定は、あくまで手段であり目的ではありません。

地域の皆さんが行政と共に、「和のまち太子」の実現に向けて本ガイドラインを上手に活用し、目的を実現できれば幸いです。



斑鳩寺聖徳殿前殿



斑鳩寺講堂



斑鳩寺庫裏



斑鳩寺鐘楼



稗田神社参道



お堂 (太子山下)



地藏堂 (太子山下)



目次

- 1 太子町の概要 1
- 2 斑鳩地区の概要 3
- 3 景観形成の基本方針 5
- 4 景観形成基準 7
- 5 景観形成の考え方 9
- 6 和のまち太子に向けて 13
- 7 景観形成支援事業 16
- 8 届出の手続き 18



旧尾野家住宅 (太子町立民俗資料館)



北向き地藏 (太子山下)



太子町の概要



(1) 位置と地勢

太子町は、兵庫県南西部の西播磨地域に位置し、東側は姫路市、西側はたつの市に接しています。

平成 17 年 10 月 1 日に揖保郡旧 3 町(揖保川町、新宮町、御津町)が龍野市と合併し、たつの市となったため、揖保郡は太子町のみとなりました。

面積は、22.62k m² (東西 6.4 km、南北 3.7 km) で、県下 41 市町のうち、加古郡播磨町、芦屋市に次いで 3 番目に小さい町ですが、姫路市はもとより阪神間への通勤圏であることから、人口は 33,438 人 (H22 年国勢調査) と県下 12 町で一番多くなっています。

また、揖龍平野の一角を占め、西は町境に沿って林田川が流れ、中央付近には町を二分する形で大津茂川おおつちがわが流れています。

流紋岩と呼ばれる火山岩で形成された地層が、揖保川や林田川による浸食や堆積を繰り返した結果、播磨の国見山と呼ばれる檀特山、立岡山に加え前山が形作られました。

これら三つの山により、大和三山に似た景観を作り出しています。



播磨の国見山

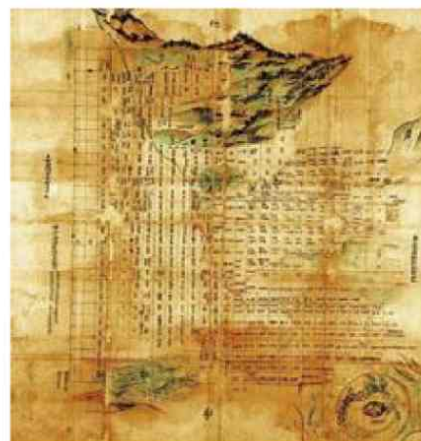
(2) 歴史的特性

太子町の歴史は古く、揖保川の自然流により早くから開拓され、朝廷の屯倉とんぐら 的経営が行われていました。この内容については、奈良時代初期に編纂された『播磨国風土記』に見ることが出来ます。

推古天皇の時代、聖徳太子に贈られた播磨国の水田は平安時代には「法隆寺領播磨国鵜荘」へと発展し、荘園経営の中核的存在として、政所とともに斑鳩寺が建立されました。

鵜荘ういじょう は条里制と呼ばれる土地制度がひかれました。この地は洪水の届かない安定した土地であったことから、現在でも歴史的広域遺跡と言われる条里制の遺構を見ることが出来ます。

太子町は、古くは斑鳩寺を中心とした門前町として栄え、江戸時代に入ると、龍野街道付近や西国街道に沿って本陣が置かれたことから、宿場町としても発展してきました。



鵜荘絵図

※屯倉…大化前代、大和政権直轄の田畑

(3) 自然条件

太子町は、瀬戸内海式気候地帯に属し、近年の平均気温は約16度、年間降水量は約1,000mmと、年間を通じて比較的生活しやすい気候に恵まれています。

こうした温暖な気候に加え、日照時間の長い気候を活かして、昭和50年代からイチジクの栽培が広がりました。現在では樹上完熟のイチジクを早朝に摘み取り、鮮度と糖度13%以上にこだわった「太子いちじく」（兵庫県認証食品）として出荷され、太子町の特産品となっています。

恵まれた自然条件は、このほかにも揖保川水系に古くから伝えられる手延べ素麺「揖保の糸」、豊かな気候に育まれた米、大豆を利用した「太子みそ」（兵庫県認証食品）などの特産品を生み出しています。

また、植生は気候・地形・地質等の自然条件において照葉樹林帯に属しますが、実際には森林の多くはアカマツ林が占め、次いでコナラ林、ヒノキ植林、竹林となっています。

なお、近年のマツクイムシによる被害でアカマツ林は減ってきています。



太子いちじく



素麺(揖保の糸)



太子みそ



斑鳩地区の概要



(1) 歴史的概要

平安時代には建立されていたとされ、新西国 33 箇所の一つにもなっている斑鳩寺や約 1,400 年前に創建されたといわれる稗田神社がある斑鳩地区は、斑鳩寺の門前町として発展してきました。

江戸時代の初めには、斑鳩寺のすぐそば、参道の東側に鶯宿が本陣として置かれ、幕末期は西国街道沿いの南側に移されたことから、龍野街道、西国街道の二つの街道沿いに宿場町が形成されました。

また、明治時代に斑鳩燐寸合資会社が創立され、戦後、東芝姫路工場太子分工場が操業するなど、太子町の産業拠点としても栄えてきました。

このように、歴史的な町でありながら、近代化の波の中で変遷してきた斑鳩地区では、様々な年代の建物が混在し、重層的な歴史的・文化的景観を形成しています。

(2) 景観資源

① 斑鳩寺

推古 14 年（606 年）、聖徳太子が推古天皇に勝鬘経、法華経などを講じた際、これに感銘を受けた推古天皇は聖徳太子に播磨国の水田を与えました。聖徳太子はこの地を仏法興隆のため法隆寺に寄進されました。

往古には七堂伽藍、数十の坊庵が葺を並べ壮麗を極めましたが、出雲の尼子氏の侵攻で播磨が混乱していた天文 10 年（1541 年）、不慮の火災により、諸堂が灰燼に帰しました。その後、榮々山円勝寺の円光院昌仙らの尽力により龍野城主赤松下野守政秀らの寄進を得て、講堂、三重塔、太子御堂（聖徳殿）、仁王門などの伽藍が復興されました。

創建以来、法隆寺の別院でしたが、江戸時代以降は天台宗となり、今なお、「お太子さん」として広く信仰を集めています。



斑鳩寺 三重塔（国指定文化財）

② 稗田神社

聖徳太子が経典を講じた際、推古天皇より褒美としていただいた播磨国の水田を管理するため、聖徳太子に仕えていた一族が現在の奈良県大和郡山稗田辺りから移り住み、調物（貢ぎ物）を斑鳩宮に納めました。このため、稗田神社には、猿田彦、天鈿女命の子孫である稗田阿礼が祭神として祀られています。

稗田阿礼は朝廷に舎人として仕えましたが、聡明で記憶にすぐれていたことから、日本の国が生まれて以来の古い事柄をよく聞き覚えていました。元明天皇はその阿礼の記憶を、文字をよく知る太安万侶に書きとらせ和銅 5 年（712 年）、『古事記全三巻』ができあがったと伝えられています。



稗田神社 本殿

③条里の町割り

条里制には、古代・中世における「土地の開発や整備に際しての区画」という側面と、ある地点を指し示す「地番呼称」という側面があります。

条里は、6町（1町約109m、6町で約654m）の間隔で、縦横に平行する道路、水路などにより、土地を正方形に区画していました。播磨国揖保郡条坊では横（東西）の連なりの列を坊、縦（南北）の列を条とし、西から1条、2条と数え、坊は南（海側）から1坊、2坊と数えました。その中で、太子町は、15条6坊から25条14坊に位置しています。

6町（約654m）四方で区画された一つの里（坊）の縦横を1町ごとに畦畔・水路などで六等分して、36の坪（一町四方）に分割し、この一坪をさらに十等分したものを一反（段）としました。その等分の仕方により、長地型地割（10.9m×109m）と半折型地割（21.8m×54.5m）に分類されますが、太子町では長地型地割が比較的多く見受けられます。

斑鳩地区においては、農地の宅地化が進み、地割は崩れつつありますが、間口が狭く奥行きのある土地の形状から、歴史的広域遺跡とされる条里制の区画のうえに築かれたまちであることが現在でも確認できます。

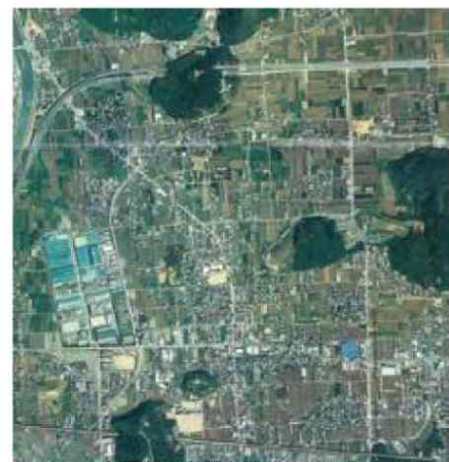
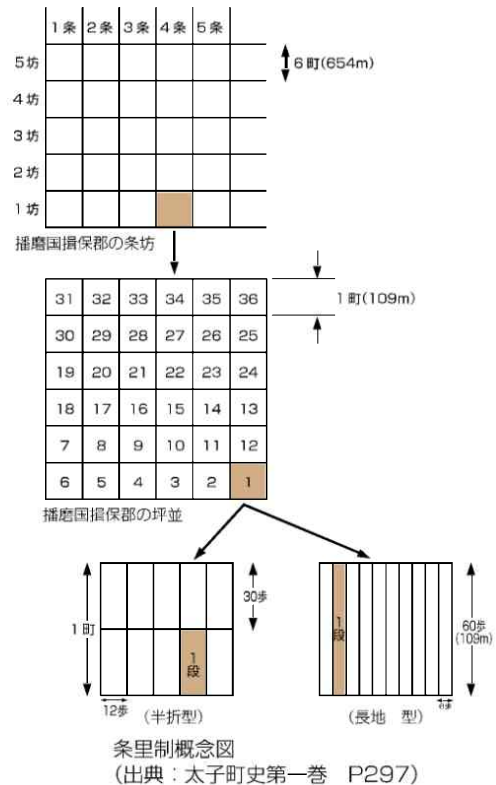
このことから、条里の町割りは現代にも引き継がれ、生き続ける文化遺産といえます。

④播磨の国見山

太子町史によると、『播磨国風土記』にて品太の天皇（応神天皇）がその峰に登って国見をしたことからその名が付いたとされる大見山は、現在の檀特山（165m）と考えられています。

また、同じ品太の天皇が阜に登って国見をしたことからその名がつけられたとされる御立阜は『鶴荘絵図』にみえる「大立岡」で、現在の立岡山（104m）とみられています。

これら二つの山の北に位置し、風土記にみられる佐比岡、現在の前山（87m）とされる山を含めた三つの山の形や空間構成は、国の名勝に指定された大和三山（香具山、畝傍山、耳成山）に相通じるものがあり、その景観は地元で親しまれています。





景観形成の基本方針



(1) 景観形成区域の設定

斑鳩地区は、斑鳩寺を中心とした門前町として形成され、その後宿場町として発展した町です。まちの歴史を反映した景観形成を進めるために、斑鳩寺及び稗田神社周辺のかつての門前町と西国街道及び龍野街道沿いに形成された宿場町を景観の核とし、それらを包含するように国道 179 号、県道、町道に囲まれた範囲を地区指定の区域とします。

具体的には、揖保郡太子町鳩及び馬場の各一部からなる約 56ha の区域で、太子町斑鳩地区歴史的景観形成地区区域図(次ページ表示)に示すとおりです。

(2) 景観通りの設定

斑鳩地区は、古くは斑鳩寺を中心とした門前町として形成され、その後、龍野街道及び西国街道沿いに宿場町として発展した地区です。斑鳩寺をはじめ地区内の歴史を感じさせる神社や寺院、広域的な歴史遺産とされる条里制の地割り及び大和三山に似た太子の三山(前山、檀特山、立岡山)などの景観資源を活かしつつ、当地区が歴史的なまちと中心市街地のにぎわいに調和した「和のまち太子」の基軸となるよう、統一感のある町並みの形成を目指します。

具体的には伝統的意匠を有する建物が残存する街道等について、景観通りの設定を行います。

①西国街道沿い(かつての宿場町)の景観の維持・保全

京都から下関を結ぶ西国街道には、幕末に本陣が置かれたことから宿場町が形成されました。その宿場町の景観を守り育てるために「西国街道景観通り」を設定します。

②龍野街道周辺(かつての宿場町・門前町)の景観形成

龍野街道(現在の中道)は、斑鳩寺を中心に門前町として繁栄し、江戸の初期に本陣が置かれてからは宿場町としても発展してきました。

これらの景観の維持と創造を図るために「ふるさと景観通り」を設定します。

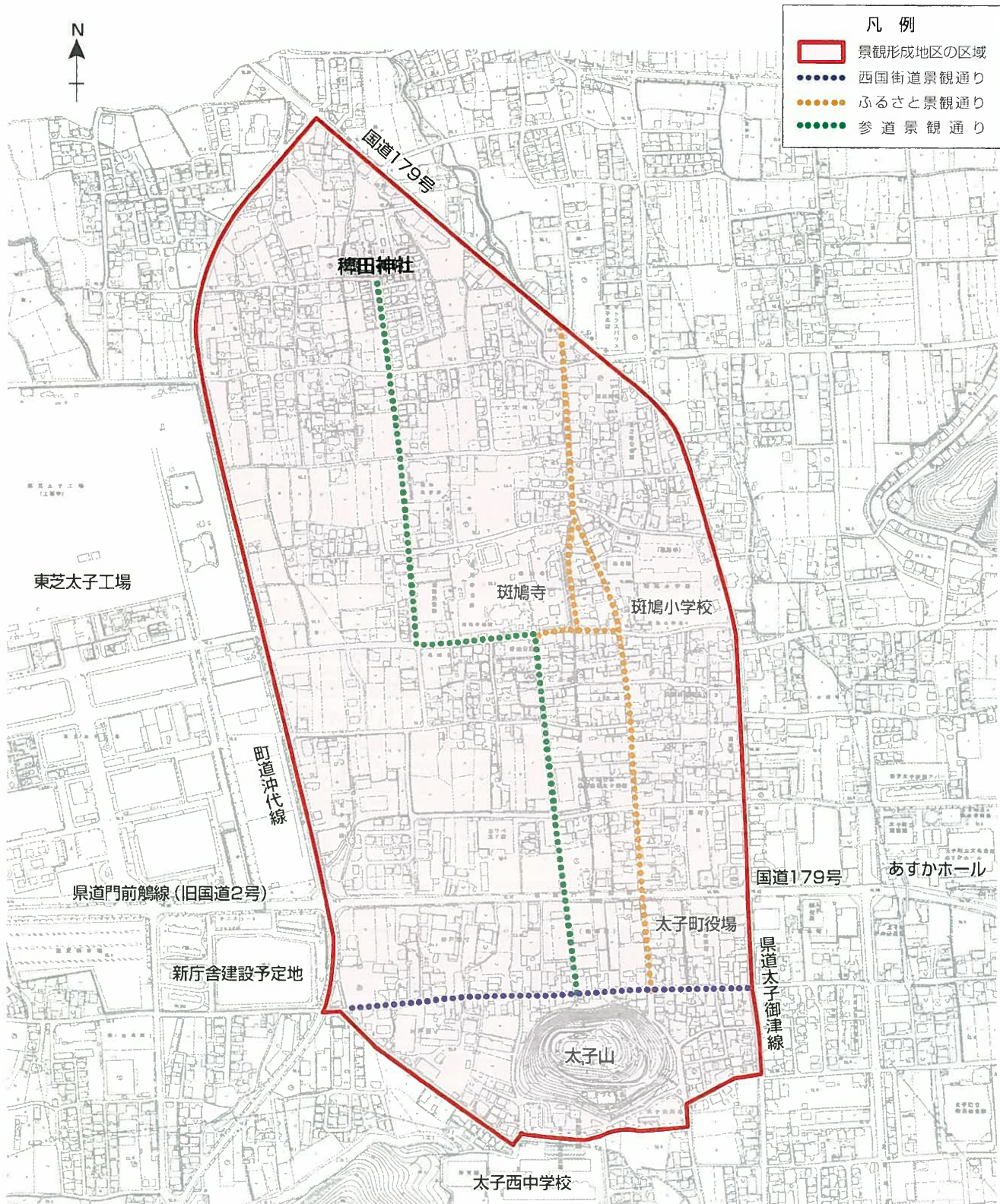
③良好な参道の景観形成

西国街道から斑鳩寺、稗田神社へとつながる参道にふさわしい良好な景観を形成するために「参道景観通り」を設定します。

④周辺中心市街地の都市景観との調和

歴史的な景観を維持・創造していく斑鳩地区ですが、地区内には太子町役場及びスーパーマーケット等が立地している中心市街地でもあります。各景観通りの周辺をバッファゾーンとして歴史的景観形成地区に指定することにより、周辺地区との景観の調和を図ります。

(3) 太子町斑鳩地区歴史的景観形成地区区域図





景観形成基準



(1) 建築物等に関する基準

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準
全域	高さ	・階数は原則として3階以下とする。やむを得ず4階建てとする場合は、通りからの景観に配慮した建築物の配置及び意匠とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。
	屋根	・勾配屋根を基本とする。 ・黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 全色相、明度5以下、彩度1以下とし、無彩色の場合は、明度6以下とする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りでない。	
	外壁	・白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。 ・色相はY R (橙) 系及びY (黄) 系の5 Y までとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。	
	建具	・建具は周囲と調和した落ち着いた色彩とする。	
	外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。 ・生垣、花壇等沿道の緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が街道からセットバックしていない場合はこの限りでない。	
	建築設備等	・空調機(室外機、ダクト類等)は、できるだけ通りから見えにくい場所に設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ目立たない意匠及び色彩とし、通りから見えにくい場所に設置する。	
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。	
西国街道 景観通り	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 ・やむを得ず通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。	
	高さ	・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。	
	屋根・庇	・屋根は入母屋平入り、又は切妻平入りの和瓦葺きとし、屋根勾配は伝統的な周辺の建物に合わせる。 ・1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。 下屋又は庇は、和瓦葺きを基調とし、軒先の位置と勾配を伝統的な周囲の建物に合わせる。	
	外壁	・通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り、板張り又はこれに類した和風意匠とする。	

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準
西国街道 景観通り	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する開口部や格子等は、伝統的な様式を基調とした意匠とする。 ・伝統的意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。やむを得ずアルミサッシを用いる場合は、黒色又は褐色とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀を設ける場合は、町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠のものとする。 	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した日隠しをする。 	
ふるさと 景観通り	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。 	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・入母屋、切妻、寄棟の和風の勾配屋根とする。 ・仕上げは、黒ないし灰色の瓦葺きを基調とする。 	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・黒、白、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とし、漆喰塗り、板張り等の伝統的な仕上げとするように努める。 	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・建具は木製とすることが望ましい。やむを得ずアルミサッシを用いる場合は、黒色又は褐色とする。 	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀を設ける場合は、素地のコンクリートブロック塀を避け、町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠のもの、又は生け垣とするよう努める。 	
参道景観通り	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した日隠しをする。 	
	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面した部分は、常緑樹の植栽に努める。 	

※ 近代洋風建築の修景等については、上記の基準によらず、建物の特性にふさわしいものとするよう努める。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。 ・具体的には、背景が土壁等の場合は、色相5Y、明度7.5、彩度1.5を、焼杉板等の場合は、色相5YR、明度3、彩度1を基本とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。



(1) 指定地区全域の基準

指定地区全域に建物の形態と色彩に係る緩やかな基準を適用することにより、歴史的景観形成地区の中で重点的に修景を進める「西国街道景観通り」、「ふるさと景観通り」及び「参道景観通り」や指定地区の外側との急激な景観の変化を緩和します。

「西国街道景観通り」、「ふるさと景観通り」及び「参道景観通り」に面する建物については別途、それぞれの通りごとの上乗せ基準が適用されます。

■ 全域の共通基準のイメージ (画像には一部加工をしています)



階数は3階以下を基本とする。

勾配屋根を基本とする。
黒、灰色又はこれに近い色。

外壁は白、灰色又は落ち着いた茶色。

建具は周囲と調和した落ち着いた色彩。

建築設備は通りから見えにくい位置に設置。
(機器等の変更時に対応する)

門、塀を設置する場合は、外壁に準じた色彩。
沿道の緑化に努める。

屋外広告物はなるべく少なくし、周辺と調和する意匠に配慮する。

工作物は建築物に準じた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。

(2) 西国街道景観通り

斑鳩地区が宿場町として栄えた時代の名残を残す、街道沿いの景観を維持・創造するために、仕上げ材料の仕様についても景観形成基準として定めています。

特に屋根については、和瓦葺きとすることを求めています。

■ 西国街道景観通りのイメージ



階数は2階以下を基本とする。

切妻平入り又は入母屋平入りの和瓦葺き屋根

和瓦葺きの下屋の設置に努める。

外壁は漆喰塗り、土塗り又は板張りなど伝統的工法を基本とする。

壁面はできるだけ隣接建物の壁面に揃えるよう努める。

伝統的な意匠の木製建具とする。
やむを得ずアルミサッシとする場合は黒色又は褐色とする。

門塀を設けるときは、町並みとの調和と連続性に配慮した、和風意匠となるように努める。

建築設備を通りに面して設置する場合は、意匠・色彩に配慮した目隠しを設ける。

(3)ふるさと景観通りの基準

斑鳩地区は宿場町として発展する以前は斑鳩寺を中心とした門前町として栄えていました。かつての門前町・宿場町の面影が残る街道沿いの景観を維持・創造するために、仕上げ材料の仕様についても景観形成基準として定めています。

なお、妻側が通りに向いた建物が多いため、「平入り」、「下屋」等の基準は設けていません。

■ふるさと景観通りのイメージ



建築設備を通りに面して設置する場合は、意匠・色彩に配慮した目隠しを設ける。

階数は2階以下を基本とする。

入母屋、切妻又は寄棟で瓦葺きの屋根を基調とする。

外壁は黒、白、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とし、漆喰塗り、板張りなど伝統的な仕上げとするように努める。

建具は木製とすることが望ましい。
やむを得ずアルミサッシを用いる場合は黒色又は褐色とする。

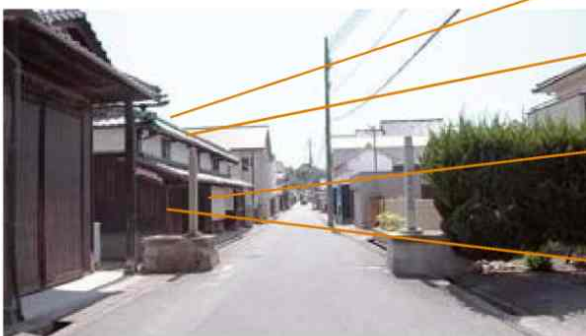
門、塀を設ける場合は、素地のコンクリートブロック塀を避け、町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠のものや生け垣とするよう努める。

(4)参道景観通りの基準

斑鳩地区は宿場町として発展する以前は斑鳩寺を中心とした門前町として栄えていました。西国街道から斑鳩寺、斑鳩寺から稗田神社参道に残る景観の維持と参道にふさわしい良好な景観形成を実現するため、仕上げ材料の仕様についても景観形成基準として定めています。

かつて参道の両脇に植えられた針葉樹が参道景観を形成していたことから、通りに面した部分に常緑樹を植える基準を設けています。

■参道景観通りのイメージ



通りに面した部分は常緑樹の植栽に努める。

階数は2階以下を基本とする。

入母屋、切妻又は寄棟で瓦葺きの屋根を基調とする。

黒、白、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とし、漆喰塗り、板張りなど伝統的な仕上げとするように努める。

建具は木製とすることが望ましい。
やむを得ずアルミサッシを用いる場合は黒色又は褐色とする。

建築設備を通りに面して設置する場合は、意匠・色彩に配慮した目隠しを設ける。

(5) 自動販売機の基準

自動販売機の設置は、景観上大きな阻害要因になります。自動販売機はなるべく景観形成地区内に設置されないことが望ましいのですが、利便設備として必要な場合、周囲の景観に配慮して設置するように、景観形成基準を定めています。

■自動販売機のイメージ



焼杉板等との調和に配慮した色彩の例
(ゴミ箱の意匠を揃えることにより一歩進んだ修景が可能です)

- ・ 企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
- ・ 建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、背景が土壁等の場合、色相5 Y、明度7.5、彩度1.5を、焼杉板等の場合、色相5 Y R、明度3、彩度1を基本とする。
- ・ 道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。

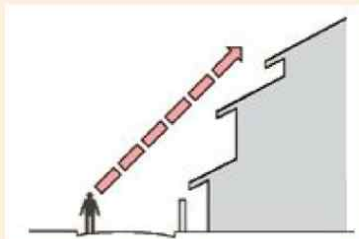


土壁等との調和に配慮した色彩の例

● 基準の取り扱いについて

基準の中で、「基本とする」や「原則として」と表示しているものは、その基準を適用することが困難な場合に、それに代わる配慮を求めるものです。

■階数について



やむを得ず3階建て（景観通り沿いでない場合は4階建て）にする場合、上層階をセットバックして各通りから見えにくくするような配慮が必要になります。

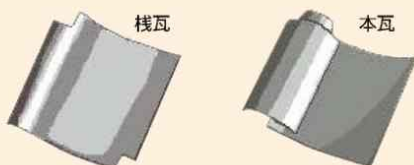
■建築設備について



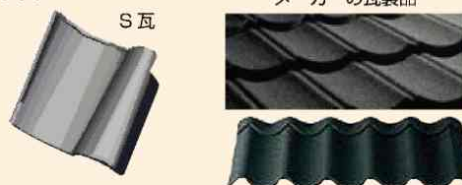
原則として通りから見えにくい位置に設置することになっていますが、各景観通り沿いで、どうしても無理な場合は、伝統的な意匠に用いる材料や色彩とするなどの配慮をした目隠しを設けてください。

■瓦について

「和瓦葺き」とは、棧瓦、本瓦又は外観がこれらと同様の製品です。



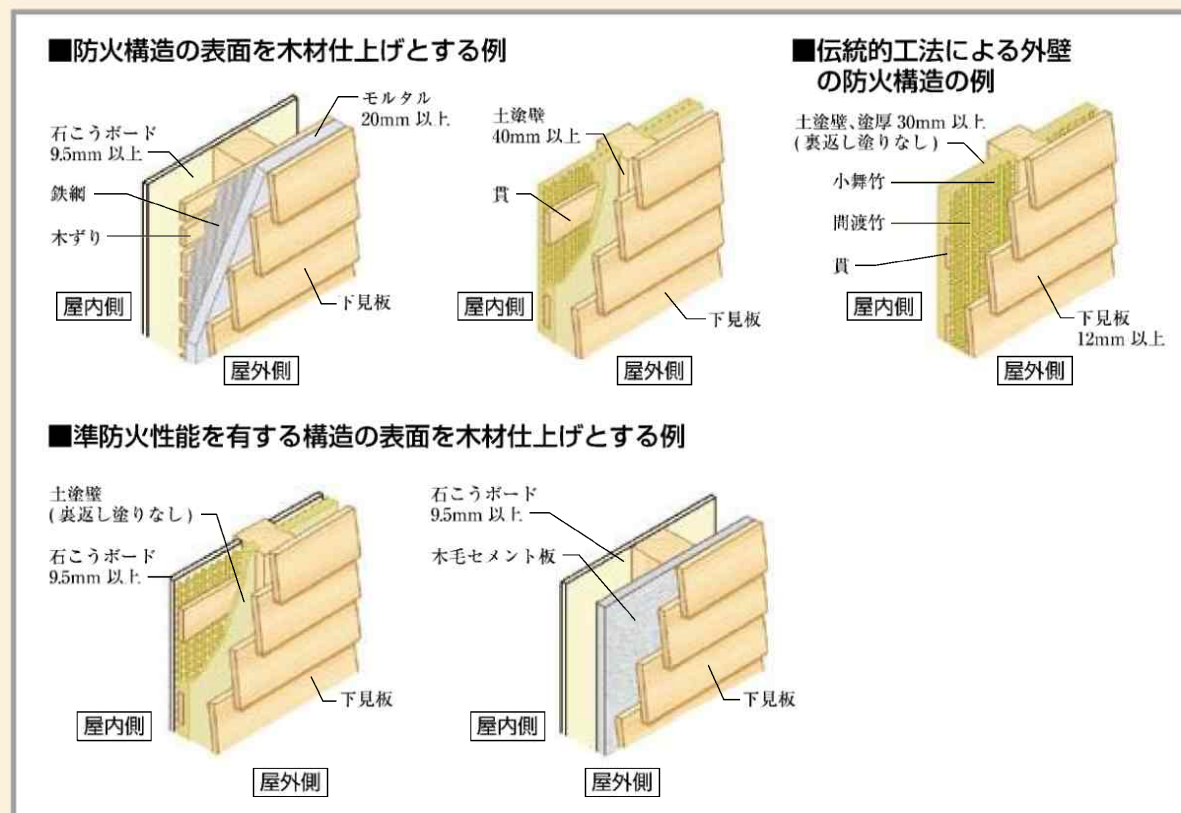
「瓦葺き」とは、和瓦葺きの他、S瓦葺き、各メーカーの瓦製品を含みます。



●外壁の板張りについて

「西国街道景観通り」の「外壁」の基準には「通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り、板張り、又はこれに類した和風意匠とする。」とあり、その他の景観通りにおいても、「漆喰塗り、板張り等の伝統的な仕上げとするように努める。」としています。斑鳩地区は建築基準法第22条指定区域ですので、板張りの外壁とする場合には建築基準法に適合した外壁仕様とする必要があります。

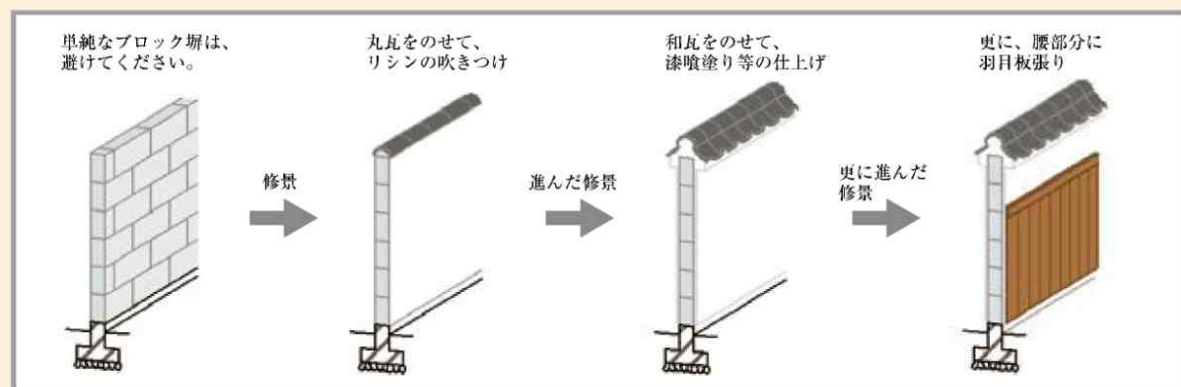
なお、国土交通大臣の個別認定を取得した防火構造等を使用する場合には、表面に張る木材を含めた認定であることが必要です。



●景観通りに調和した門塀について

「西国街道景観通り」においては、「門、塀を設ける場合は町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠にする。」ことを求めています。その他の景観通りにおいても、「素地のコンクリートブロック塀を避け、町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠のもの、又は生垣とするよう努める。」こととしています。

コンクリートブロック塀については、下図のような様々な修景が考えられます。また、築地塀、板塀などの伝統的な意匠を用いることで、町並みとの調和を図ることができます。





(1)和のまち太子に向けた取り組みについて

太子町斑鳩地区は、先述のように斑鳩寺を中心とした門前町、街道筋に栄えた宿場町として発展してきた歴史がありますが、明治から戦後にかけては産業の中心地として発展すると共に、商業施設の立地や交通網の整備に伴い、姫路をはじめ阪神間のベッドタウンとして農地の宅地化や古い町家の更新が進みました。

結果、太子町民の誇りである斑鳩寺周辺にも様々な年代の建築物が見受けられ、統一感のない町並みが形成されました。

この統一感を失った町並みを、斑鳩寺をはじめ播磨の国見山及び先人が築いた条里の町割り等の景観資源にふさわしい統一感のある“和”を感じさせるものにしていこうと、太子町及び住民団体である「斑鳩ふるさとまちづくり協議会」が官民協働で様々な活動に取り組んできました。

これらの活動の一環として、太子町斑鳩地区の歴史的景観形成地区の指定にも取り組んできました。



大正初期の斑鳩寺付近

およそ100年後



現在の斑鳩寺付近

(2)新たな“和”の創造について

歴史的景観形成地区でありながら古い町家の更新が進んでいる当地区では、保全型の景観形成ではなく、創造型の景観形成を目指します。

●地区内に残る伝統的意匠

古い町家の更新が進んでいるとは言え、地区内には僅かながらも今に残る伝統的意匠が見受けられます。こうした希少な伝統的意匠を手本として修景することで、一歩進んだ質の高い“和”の景観を創出することができます。



虫籠窓



持ち送り



格子



木製建具のガラス窓

●他地区での修景事例における“和”の工夫

他の歴史的景観形成地区等における修景事例を通して、和の創出に対する工夫が垣間見ることができます。以下にこうした事例を紹介しますので、修景の際の参考にしてください。



通りに面して和をイメージさせる門塼を設け、妻面も通りからの見え方に配慮されている例。
建具等のアルミ建材を外壁に調和する色とし、全体の調和を図っている。



木格子と調和したアルミ製の建具が設けられた例。
建具を引き戸とし、既存格子の意匠と色を意識した格子を戸袋と欄間にも採用することにより、調和が図られている。



外壁との調和に配慮したシャッターを設けた例。
景観上阻害要因となることもあるシャッターも、色彩を工夫することで、外壁に調和したものとなる。



色彩や下屋庇を揃えることで統一的なデザインがなされた例。
通りからの壁面位置を揃え、下屋庇、軒及び色彩を揃えることにより、通り景観に統一感をもたせている。



壁面の連続性を確保した駐車場の例。
外壁面の連続性に配慮し、建物の下屋庇を連続させた門とその建具に格子を設けることにより、統一感のある優れた通り景観を創出している。

下屋の上に設けられた室外機を木製のカバーで修景した例。
目隠しカバーを建具に設けられている木格子と同様の色彩・意匠とすることで外壁と調和したものとなっている。

●沿道の緑化について

本来、歴史的な街道筋にはあまり緑がないのですが、当地区のように町家の更新が進み、門扉により壁面等の連続性を保っている場合は、扉越しに見える緑が街道筋の景観に潤いを与えていること、また、街道筋ではない新規の住宅地等の場合には、接道部が駐車場として利用されることが多く、この接道部を意識的に緑化することで町並み景観に潤いを与えていることから、地区全体で積極的に沿道の緑化に努め、質の高い“和のまち”の景観を目指します。

《景観通りでの緑化例》



《駐車場周りの緑化例》





景観形成支援事業



平成 25 年 6 月 1 日現在

(1) 景観形成支援事業について

《景観まちづくりのお手伝い》

兵庫県では、住民の方々が自ら実施する良好な景観の形成に対して、(公財)兵庫県まちづくり技術センターを通じて、積極的な景観まちづくりを支援しています。

(2) 歴史的景観形成地区における支援メニュー

●歴史的景観形成建築物修景助成

(助成金額) 同一敷地内の対象工事については、3,300 千円 (重要助成の場合) を限度とする。

助成対象経費	助成率	助成限度額 (千円)
① 基本設計費、実施設計費及び工事監理費	1 / 3	600
② 建築物の新築、改築、増築又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1 / 3	2,700
③ 門、塀の新設、改修、増設又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1 / 3	600
④ その他、景観形成において必要と認められる、下記工事の外観の修景に係る工事費 (1) 垣、柵の新設、改修、増設及び修繕 (2) 対象建築物の敷地に存する石垣、擁壁、その他の工作物の新設、改修、増設又は修繕 (3) その他対象建築物の修景として必要と認められる工事	1 / 3	600

※ 助成限度額は

「一般助成」では、敷地ごとの助成限度額の合計が 750 千円 (項目ごとの限度額は②が 500 千円、①・③・④が 250 千円)

「中間助成」では、敷地ごとの助成限度額の合計が 1,500 千円 (項目ごとの限度額は②が 1,200 千円、①・③・④が 300 千円)

助成限度額について

歴史的景観形成建築物修景助成は、修景の状況により助成限度額が変わります。伝統的意匠を多く取り入れるほど費用負担が増えるため、修景の程度にあわせて3つの助成限度額区分を設けています。

1 一般助成 (助成限度額 75 万円)

意匠は景観に配慮しても通りから建物を後退し、町並みの連続性に問題がある場合などは一般助成の対象となります。



2 中間助成 (助成限度額 150 万円)

建築物の外観に伝統的意匠を多く取り入れて修景した場合は中間助成の対象となります。



3 重要助成 (助成限度額 330 万円)

景観形成基準のほか、地区内の伝統的意匠の例などを遵守し、伝統的工法で修景した場合は重要助成の対象となります。



●工作物修景助成

助成対象経費	助成率	助成限度額（千円）
1 下記の共同施設等の新設整備費又は改良整備費 (1) ポケットパークの新設整備費又は改良整備費 (2) ストリートファニチャーの新設整備費又は改良整備費 (3) 公共サインの新設整備費又は改良整備費 (4) その他助成することが適当と認められる工作物の整備費	1/3	500
2 屋外広告物の整備費 ※広告景観モデル地区の指定後5年間は1/4 250千円	1/4	100

※ 1については、1団体/年の限度額とする。

※ 2については、一敷地あたりの限度額とする。

●自動販売機修景助成

助成対象経費	助成率	助成限度額（千円）
1 自動販売機を建築物等の壁面線からはみ出さないように、建築物等の改修に係る工事費 2 自動販売機の色彩・意匠を覆うために自動販売機に沿って囲い等を設置するための工事費 3 自動販売機の前面に覆いをするための工事費 4 自動販売機の色彩及び意匠（企業名、商品名等広告）を周囲の景観に調和させるための費用	1/3	300

※ 一敷地あたりの限度額とする。

●景観アドバイザー派遣

（支援費用）景観アドバイザー派遣の支援費用は（公財）兵庫県まちづくり技術センターが景観アドバイザーに対し謝金として支払います。

支援対象業務	派遣回数	派遣費用
1 建築物等の修景に関する個別相談	1件あたり延べ3人日以内とする。	1人1日3万円を上限とする。
2 勉強会、研修会の講師	1団体あたり延べ5人日/年（3年まで）以内とする。	1人1日5万円を上限とする。
3 その他景観形成推進活動の指導・助言		

●景観形成等住民活動助成

助成対象経費	助成率	助成限度額（千円）
目標を達成するための活動計画に基づいて行われる活動にかかる経費 (1) 団体の活動として行う研修等に要する経費 (2) 景観形成に関する調査・研究等に要する経費 (3) 団体の活動を地区住民等に周知するための広報等に要する経費 (4) 地区住民等の意向調査及び合意形成、意識啓発に要する経費 (5) 集会・会議等の開催に要する経費	3/4	150

景観形成支援事業を活用できる例

例1 景観形成地区内で、今後住民同士で景観形成推進に向けて具体的に活動したい場合

→景観形成等住民活動助成、及び景観アドバイザー派遣が利用できます。

地区内で住民団体等が景観形成に向けて、住民への意識啓発のための広報や研修、会議等の活動経費について、3/4かつ上限15万円の助成を受けることができます。さらに活動内容や組織運営、合意形成等について専門家のアドバイスを受けることが出来ます。

例2 景観形成地区内で、建築物を伝統的な様式に改修したいがどうすればよいか分からない場合

→景観アドバイザー派遣が利用できます。

専門家による建築物等の修景に関する個別相談を受け、修景に対するアドバイスを受けることが出来ます。



届出の手続き



景観形成地区内において、以下に該当する建築工事等を行う場合には、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要です。

●建築物等の届出

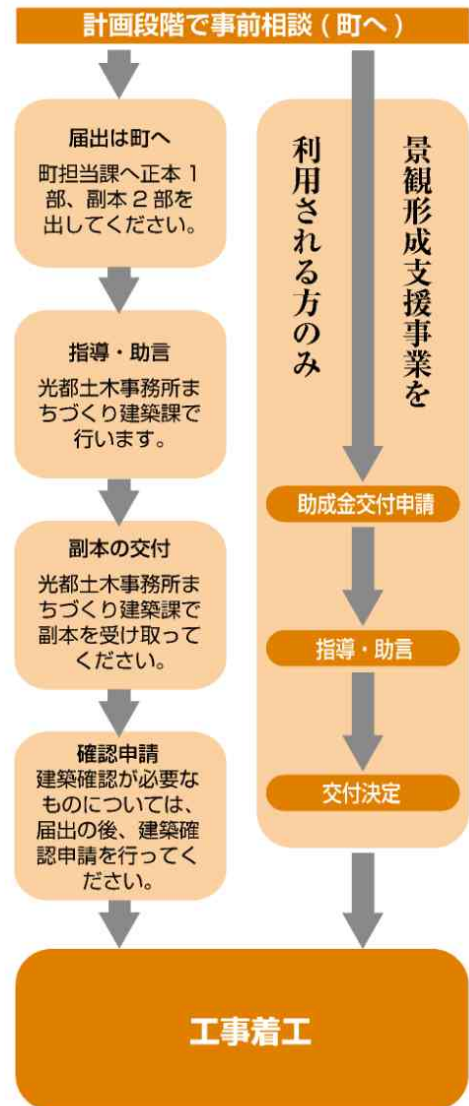
《届出対象》

景観形成地区内の建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更、屋外における自動販売機の設置。

〔届出添付書類〕 正本1部、副本2部提出してください。

届出添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200 以上	
各階の平面図(備考1)	1/200 以上	
各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
主要部の2面以上の断面図(備考1)	1/200 以上	
外構平面図	1/200 以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
敷地周辺状況カラー写真(備考2)		
完成予想図カラー写真(備考2)		
協議書、予測書又は評価書(備考3)		
知事が特に必要と認める図書		自己評価書

- 備考：1 各階の平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
- 2 敷地周辺状況カラー写真及び完成予想図カラー写真は、条例の規定による協議をしない場合で大規模建築物等の新築、改築又は増築を行う場合のみ添付すること。
- 3 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
- 4 届け出た内容又は通知した内容を変更するときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。



屋外広告物の許可申請

申請の対象は広告板、広告塔、立看板、はり紙、ポスター、建築物の壁面利用広告物など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には申請が必要なものがあります。詳しくは太子町街づくり課にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

- 兵庫県西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課 TEL 0791-58-2100 (代表)
- 太子町経済建設部街づくり課 (景観関係・屋外広告物関係) TEL 079-277-1010 (代表)
- (公財)兵庫県まちづくり技術センター都市整備部まちづくり計画課 TEL 078-367-1230 (代表)

■景観の形成等に関する条例(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 広域景観の形成 景観の形成のうち、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
- (4) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)及び工作物(同法第88条第1項に規定するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。

(5) 大規模建築物等 次のア又はイの区域の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる建築物等(特定建築物等を除く。)をいう。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが15メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル)を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル)を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの

(6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。

ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する建築物等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。次号において同じ。)で、延べ面積(当該ホテル営業又は旅館営業の用に供する部分に限る。)が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積(当該営業の用に供する部分に限る。)が200平方メートル以上又は設置するぱちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの

ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル(当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの

エ 観覧車で、高さが31メートル(当該観覧車が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

(県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

—中略—

第2章 景観形成地区

(指定)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域(当該区域が1の市町の区域に存するものに限る。)を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

- (1) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域 歴史的景観形成地区
- (2) 良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域 住宅街等景観形成地区
- (3) 駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域 まちなか景観形成地区
- (4) 国道、県道等の沿道の区域 沿道景観形成地区

2 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。

4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定しようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

(景観形成基準)

第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。

2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

- (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- (2) 広告物等(屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。)の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
- (3) 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法

- (4) その他景観の形成を図るために必要な事項
- 3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 建築物等（特定建築物等を除く。以下この条及び第13条において同じ。）の新築、改築、増築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。）
 - (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
 - (3) 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前2号に該当する行為を除く。）
 - (4) 屋外における自動販売機の設置
- 2 まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- (1) 建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの
 - (2) 工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの
- 3 沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- (1) 広告物等の表示又は設置（法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。第17条第5号において同じ。）
 - (2) 屋外における自動販売機の設置

(景観に及ぼす影響に関する協議)

第11条 景観形成地区（沿道景観形成地区を除く。）内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。
- (指導又は助言)

第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第12条の2 知事は、第10条各項の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(建築物等その他の物件に係る要請)

第13条 知事は、景観形成地区内において、現に存する建築物等、広告物等又は自動販売機（以下「建築物等その他の物件」という。）が景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、必要な要請をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

—中略—

第4章の3 建築物等その他の物件の管理 (所有者等の責務)

第27条の15 建築物等その他の物件（第21条の10第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。）の所有者等は、当該建築物等その他の物件の外観が、周辺の良好な景観に対して支障とならないよう適切な管理に努めなければならない。

(景観形成地区内等の所有者等の義務)

第27条の16 景観形成地区又は広域景観形成地域（広域景観の形成が特に必要な区域として規則で定める区域に限る。）内（次条において「景観形成地区内等」という。）の建築物等その他の物件の所有者等は、長期にわたって適切な管理を行わない等により当該建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分（道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。第27条の19において同じ。）を管理不全状態（規則で定める破損又は腐食が生じた状態をいう。以下同じ。）とならないよう適切に管理しなければならない。

(指導又は助言)

第27条の17 知事は、景観形成地区内等の建築物等その他の物件が管理不全状態にあると認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第27条の18 知事は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(命令及び公表)

第27条の19 知事は、前条第1項の規定による勧告に係る建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分が景観支障状態（周辺の良好な景観に著しく支障となっている状態として規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じたものをいう。以下同じ。）にある場合であつて、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 知事は、第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表するものとする。

(立入検査等)

第27条の20 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経費の補助)

第27条の21 県は、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等が管理不全状態を解消しようとするときは、当該者に対し、予算の範囲内で、その解消に必要な経費の一部を補助することができる。

—以下、省略—

※平成25年3月22日 改正条例公布 下線部は改正部を示す。
※改正条例は平成25年10月1日より施行。

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL 078-341-7711(代表)

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課

赤穂郡上郡町光都2-25
TEL 0791-58-2100(代表)

太子町役場

揖保郡太子町鰯1369-1
TEL 079-277-1010(代表)